デジタル化・データ連携による効率的食品流通モデル構築事業実施要領

制定 令和5年3月31日4新食第3104号 農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)通知

### 第1 通則

本事業の実施については、食品等流通持続化モデル総合対策事業補助金交付等要綱(令和4年4月1日付け3新食第1974号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

### 第2 補助事業者

- 1 要綱第4(2)の大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)(以下「総括審議官」 という。)が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 第3第1項の事業については、食品流通業者、企業組合、事業協同組合、協同組合連合会、農業協同組合連合会、卸売市場の開設者、運送事業者、貨物利用運送事業者等を構成員とする協議会(以下「協議会」という。)又は総括審議官が特に必要と認める団体
- (2) 第3第2項の事業については、食品流通業者、企業組合、事業協同組合、協同組合連合会、農業協同組合連合会、卸売市場の開設者、運送事業者、貨物利用運送事業者、協議会又は総括審議官が特に必要と認める団体
- 2 協議会は、次に掲げる全ての要件を満たすものに限り、補助事業者となることができる。
- (1) 食品等の集荷・販売・輸送・保管のいずれかの業務を行う者(以下「食品流通業者等」という。)が代表団体となっていること。
- (2) 代表団体が、補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- (4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

## 第3 事業の内容

- 1 調査・実証事業
- (1)検討会の開催

生産者、食品流通業者、運送事業者、流通に関する学識経験者等が参画し、食品等流通の合理化を図るためのデジタル化・データ連携による業務の効率化と輸送コストの低減、安定的かつ低コストなコールドチェーンの整備等による、効率的な食品流通モデルの構築に向けた計画の策定を目的とした検討会を開催する。

#### (2)調査・実証

食品流通業者等による、国際的な標準規格等と調和した、コードの標準化、システム間データ連携による受発注・トレーサビリティの実証、安定的かつ低コストなコールドチェーンの整備、データ連携の効果を最大限活用する観点から、ICTを活用した業務の省力化・自動化技術の導入等に必要な調査・実証を行う。

### 2 設備・機器リース導入事業

効率的な食品流通モデルの構築に向けた、データ連携による受発注・トレーサビリティシステムの構築、安定的かつ低コストなコールドチェーンの整備、ICTを活用した業務の省力化・自動化等に必要な設備・機器等のリース方式による導入を行う。

### 第4 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接必要な次に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して整理を行うこととする。

1 検討会の開催に要する経費

検討会の開催に要する経費であって、謝金、旅費、印刷費、通信運搬費、会場借料、 消耗品費、手数料等とする。

2 調査・実証に要する経費

調査・実証に要する経費であって、専門員費(調査員等手当、システムエンジニア 費、プログラマー費)、旅費、謝金、会場借料、借上費、通信運搬費、クラウドシス テム等利用料、印刷費、消耗品費、委託費、役務費、雑費等とする。

3 設備・機器のリース導入に要する経費

設備・機器のリース導入に要する経費であって、情報処理設備、加工処理設備、品質管理設備・機器及び物流機器(積込・仕分ロボット、クランプフォークリフト及び自動搬送機に限る。)の物件価格(設置工事費を含み、保守・管理費は含まない。)とする。また、補助金相当額は、当該設備・機器の物件価格に2分の1を乗じて得た額の範囲内とする。

#### 第5 採択基準等

1 採択基準

要綱第5の採択基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2)補助事業者が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3)食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)第 5条第1項に基づく食品等流通合理化計画(以下「食品等流通合理化計画」という。) の認定を受けている又は事業開始までに認定を受ける見込みがあること。
- (4) 本事業に関わる生産者、食品流通業者、運送事業者等が、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)コミュニティサイト(<a href="https://www.gfp1.maff.go.jp/">https://www.gfp1.maff.go.jp/</a>) に登録している又は事業開始までに登録する予定があること。
- (5) データ連携の取組を行う団体は、生鮮EDI標準コード、流通BMS、国際的な標準として機能しているコードに準拠する等、コードの標準化の取組と調和すること と又は調和することが可能であること。
- (6) 本事業の対象となる事業場については、別添の「食品産業(個別事業者向け)の 作業安全のためのチェックシート」を提出していること。

- 2 事業実施上遵守すべき事項
  - 第3第2項の事業におけるリース契約等の実施に当たっては、以下の事項を遵守するものとする。
- (1)補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第8条の規定による補助金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約をリース事業者(リースを提供する事業者をいう。以下同じ。)と締結すること。
- (2) (1) のリース契約においては、以下の事項を特約として規定すること。
  - ア リース料支払に係る国からの補助金相当額については、初回リース料支払時又 は補助金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。
  - イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から補助金による支払額を差し引いた 額をリース期間中の支払回数で除した額とすること。
- (3) リース料の支払
  - ア 補助事業者は、リース事業者から補助金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別記様式1により作成する補助金支払確認書とともに、速やかに総括審議官に提出すること。
  - イ 補助事業者は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、納入状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から5年間保管すること。
  - ウ イに基づき作成、整備及び保管すべき帳票及び証拠書類のうち、電磁的記録によ り作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

#### 第6 事業の成果目標

- 1 本事業の成果目標は、本事業の実施により、農林水産物・食品の輸出額を事業実施前と比較し30%以上向上すること又は流通における所要時間や経費等を30%以上削減することとする。
- 2 本事業の成果目標の目標年度は、事業終了年度から3年以内とする。

### 第7 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

補助事業者は、別記様式2により事業実施計画を作成し、要綱第9第1項の交付申請書に添付するものとする。また、事業実施計画の変更については、要綱第15の規定に基づく変更等承認申請書を提出する際に、別記様式2により変更後の事業実施計画を添付するものとする。

ただし、事業実施計画の中止又は廃止の承認申請の場合は、事業実施計画の添付を 省略することができる。

なお、別記様式2に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出 のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

2 補助事業者は、他の事業者に本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる 事項を事業実施計画に記載するものとする。

ただし、委託して行わせる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

### 第8 事業実施状況の報告等

1 事業実施結果の報告

補助事業者は、要綱第27の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画に準じて事業実施状況に係る報告書を作成し、総括審議官に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第6条 第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、第3第2項の事業については、報告書の提出に際して次に掲げる書類を添付 することとする。

- (1) リース契約書の写し
- (2) 導入する設備・機器の売買契約書又は注文請書の写し
- (3) 物件借受証又はこれに類する書類の写し
- (4) 本事業に係る設備・機器の導入が確認できる写真等
- 2 事業成果の報告
  - (1) 第3第1項の取組を行う補助事業者は、要綱第27の規定に基づき、事業終了後の翌年度から3年間、次に掲げる事項について別記様式3により事業成果状況報告書を作成し、翌年度の5月末までに総括審議官に提出するものとする。
    - ア 本事業の取組による輸出額、流通経費等の実績
    - イ 今後、目標を達成する上での課題と改善に向けた取組内容
  - (2) 第3第2項の取組を行う補助事業者は、要綱第27の規定に基づき、事業終了後の翌年度からリース契約の期間が終了するまでの間、毎年度、次に掲げる事項について別記様式3により事業成果状況報告書を作成し、翌年度の5月末までに総括審議官に提出するものとする。
    - ア 本事業の取組による輸出額、流通経費等の実績
    - イ 設備・機器の導入による成果や効果
    - ウ 今後、目標を達成する上での課題と改善に向けた取組内容
    - エ 各年3月末時点におけるリース料の支払状況

### 第9 収益納付

- 1 補助事業者は本事業の実施年度において、本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、要綱第24の規定に基づき、別記様式4により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、事業実施年度の翌年度の6月末までに総括審議官に報告するものとする。ただし、総括審議官は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 総括審議官は、前項の報告などに基づき補助事業者が相当の収益を得たと認めた場合には、当該収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を 当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、補助 事業者に納付を命じることができるものとする。
- 3 納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定

した補助金の額を限度とし、総括審議官は、特に必要と認める場合には収益の納付を 求める期間を延長することができるものとする。

### 第10 リース物件の管理等

- 1 補助事業者は、補助対象経費によりリースで導入した設備・機器(以下「リース物件」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、リース物件について当該リース物件のリース期間中、別記様式5そ の他関係書類を整備保管しなければならない。
- 3 総括審議官は、補助事業者に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

また、リース物件が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

### 第11 その他

別記様式2により賃上げ目標の設定によるポイント加算を希望する場合には、当該様式のチェックボックスにチェックするものとする。「調査・実証」又は「設備・機器の導入」による生産性向上等の事業成果の全部又は一部を賃上げにより従業員に還元する賃上げに係る具体的な数値目標を設定し、従業員にあらかじめ明示するとともに、数値目標の把握・評価方法について具体的に記載するものとする。

なお、調査・実証を行った年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年3月末時点において、賃上げ目標が達成できていない場合は、理由書の提出を求めることとする。賃上げ目標が達成できなかったことについて正当な理由のない場合などには、必要に応じて国庫補助金額に賃上げ目標の未達成率を乗じて得た額の返納を求めることがある。また、設備・機器を導入した年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年3月末時点において、賃上げ目標が達成できていない場合は、理由書の提出を求めることとする。賃上げ目標が達成できなかったことについて正当な理由のない場合などには、必要に応じて国庫補助金額をリース期間で除してリース残期間を乗じて得た額の返納を求めることがある。

#### 附則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 デジタル化・データ連携による効率的食品流通モデル構築事業実施要領(令和4年4月1日付け3新食第1979号農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)通知)及び新技術の活用等による食料品アクセス問題への取組支援事業実施要領(令和4年4月1日付け3新食第1976号農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)通知)は廃止する。
- 3 廃止前の2に掲げる通知により令和4年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

# 別表

# 補助対象経費

本事業に要する第4第1項及び第2項の経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内 容	注 意 点
検討会の開	謝金	本事業を実施するために直接必	・謝金の単価の設定根拠
催に要する		要な補助的専門知識の提供、資料の	となる資料を添付するこ
経費		整理・収集等について、協力を得た	と。
		人に対する謝礼に必要な経費	・補助事業者に対しては
			謝金を支払うことは認め
			ない。
	旅費	本事業を実施するために直接必	
		要な会議の出席又は調査等を行う	
		ための旅費として、依頼した委員に	
		支払う経費	
	印刷費	本事業を実施するために直接必	
		要な資料等の印刷費として支払わ	
		れる経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必	・切手は、物品受払簿で
		要な郵便代、運送代として支払われ	管理すること。
		る経費	
	会場借料	本事業を実施するために直接必	
		要な会議等を開催する場合の会場	
		費として支払われる経費	
	消耗品費	本事業を実施するために直接必	・消耗品は、物品受払簿
		要な次の物品の購入に要する経費	で管理すること。
		·短期間(補助事業実施期間内)又	
		は一度の使用によって消費され、そ	
		の効用を失う少額な物品の経費	
		・CD-ROM 等の少額な記録媒体	
		・試験等に用いる少額な器具等	
雑費	手数料	本事業を実施するために直接必	
		要な謝金等の振込手数料	

費目	細目	内容	注 意 点
調査・実証は要する経費	事門員費	本事業を実施するために直接必要な各種調査、技術提供等について専門家に支払う経費(調査員等手当、システムエンジニア費、プログラマー費)	
	旅費	・本事業を実施するために直接必要な会議の出席又は調査等を行うための旅費として、依頼した委員に支払う経費(委員旅費) ・本事業を実施するために直接必要な各種調査、技術提供等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費(専門員旅費)	
	謝金	本事業を実施するために直接必要な補助的専門知識の提供、資料の収集等について、協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	となる資料を添付するこ
	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場 費として支払われる経費	
	借上費	本事業を実施するために直接必要な設備・機器等の借り上げ経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費	
	クラウドシ ステム等利 用料	本事業を実施するために直接必要なクラウドシステム等の利用に 要する経費	
	印刷費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	

	消耗品費	本事業を実施するために直接必	・消耗品は、物品受払簿
		要な次の物品の購入に要する経費	で管理すること。
			で官座すること。
		・短期間(補助事業実施期間内)又	
		は一度の使用によって消費されそ	
		の効用を失う少額な物品の経費	
		・CD-ROM 等の少額な記録媒体	
		・試験等に用いる少額な器具等	
委託費		本事業の交付目的たる事業の一	・委託を行うに当たって
		部分(例えば、事業成果の一部を構	は、第三者に委託するこ
		成する調査の実施、取りまとめ等)	とが必要かつ合理的、効
		を他の者(応募主体が民間企業の場	果的な業務に限り実施で
		合、自社を含む。) に委託するため	きるものとする。
		に必要な経費	・委託費は事業費の2分
			の1を超えてはならな
			V' <sub>o</sub>
			・事業そのもの又は事業
			の根幹をなす業務の委託
			は認めない。
 役務費		本事業を実施するために直接必	
区切員		要であり、かつ、それだけでは本事	
		業の成果としては成り立たない分	
		析・試験等を行う経費	
北州建	工光心		
維費	手数料	本事業を実施するために直接必要な対象を	
	PRACTIC	要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	本事業を実施するために直接必	
		要な委託の契約書に添付する印紙	
		の経費	

- 1 人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」 (平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 事業実施中に新たな細目が必要となった場合については、総括審議官と協議の上、決定するものとする。

別記様式1 (第5関係)

 番
 号

 年
 月
 日

補助金支払確認書

大臣官房総括審議官(新事業・食品産業) 殿

所 在 地 補助事業者名 代表者氏名

デジタル化・データ連携による効率的食品流通モデル構築事業実施要領(令和〇年〇月〇日付け〇新食第〇〇号農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)通知)第5第2項の(3)のアの規定に基づき、別添のとおり、リース事業者から受領した〇〇〇〇の写しを提出します。

(注) 別添として、リース事業者からの領収書又はこれに類する書類の写しを添付してく ださい。

# 別記様式2 (第7関係)

# 別紙 I

令和●年度食品等流通持続化モデル総合対策事業のうち デジタル化・データ連携による効率的食品流通モデル構築事業 (調査・実証事業) 実施計画書

	団体名				
事業	氏名(ふり	)がな)			
者	所属(部署	署名等)			
び	役職				
連絡先	所在地	₸			
	電話番号		FAX		
	E-mail				
経理	氏名(ふり	) がな)			
者	所属(部署	署名等)			
び	役職				
連絡	電話番号		FAX		
先	E-mail				

1 事業の目的等
※ 取り組もうとする事業内容が、第3第1項の事業の内容に合致するものである ことを具体的かつ簡潔に記載してください。
2 事業の背景及びこれまでの取組
※ 取り組もうとする事業の背景やこれまでの取組等を記載してください。
3 事業の内容
※ 食品等流通の合理化を図るため、誰が、何を、どのような取組を行うのかを具体的かつ簡潔に記載してください。
4 食品等流通合理化計画の認定
□ 認定を受けている □ 事業開始までに認定を受ける予定 ※ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づく食品等流通合理 化計画の認定に関して、いずれかをチェックしてください。また、食品等流通合理 化計画の認定を受けている場合は、当該計画を添付してください。

5 GFPコミュニティサイトへの登録
□ 登録している
□ 事業開始までに登録する予定
※ いずれかをチェックしてください。
* Vig 10 m & 7 £ 9 7 C C C C C C C C C C C C C C C C C C
6 コードの標準化の取組
□ コードの標準化の取組と調和すること又は調和することが可能
※ データ連携の取組を行う団体は、生鮮EDI標準コード、流通BMS、国際的な
標準として機能しているコードに準拠する等、コードの標準化の取組と調和するこ
と又は調和することが可能である場合には、チェックしてください。
7 事業の実施体制
※ 実施体制を図式化してください。
他の事業者に本事業の一部を委託して行わせるときは、委託先の名称及び委託す
る事業の内容を具体的に記載してください(委託先が未定の場合は予定でも可)。
る事未の自存を共体的に配戦してくたさい (安配儿が不足の物目は1足でも引)。
8 事業の実施スケジュール
<ul><li>※ 事業の実施スケジュールを具体的に記載してください。</li></ul>
また、翌年度以降も複数年度にわたり計画的に取り組む事業があれば、記載してく
ださい。

9 事業の目標(達成すべき成果)、波及効果
※ 農林水産物・食品の輸出額の向上、流通における所要時間や経費等の削減等の具体 的な数値目標を簡潔に記載するとともに、食品等流通の合理化の取組が、事業の成果 目標の達成にどのように寄与するのかを、以下の表に具体的に記載してください。
<ul><li>(1) アウトプット</li><li>※ 取組の結果として何が創り出されるのか、事業により提供されるものを記載してください。</li></ul>
(2) 短期アウトカム ※ 取組の結果、短期(概ね1年後)に現れる成果を定量的に記載してください。 ただし、測定可能な指標を記載してください。
(3)中期アウトカム ※ 取組の結果、短期(概ね3年後)に現れる成果を定量的に記載してください。 ただし、測定可能な指標を記載してください。
(4) インパクト

※ 取組が終了した後、将来的に生じると考えられる成果、最終的に目指す成果を 記載してください。
※ 事業評価と改善活動を行うため、アウトカムについて事業開始前の値(現状値) を計測して提供するとともに、毎年度の事業終了後に実績値を報告していただきます。
10 事業成果・効果の検証方法
※ 食品等流通の合理化に取り組んだ結果、どのような成果・効果が期待できるのか。 また、そのことをどのようにして把握・評価するのかを具体的に記載してください。
□ 賃上げ目標の設定によるポイント加算を希望 ※ 賃上げ目標の設定によるポイント加算とは、採択審査時に政策的観点からポイント加算を行い、優先的に採択を行うものです。 ※ 事業実施期間において、給与総額を年率1%以上増加させる賃上げ目標の設定によるポイント加算を希望する場合には、上記にチェックしてください。調査・実証による生産性向上等の事業成果の全部又は一部を賃上げにより従業員に還元する賃上げに係る具体的な数値目標を設定し、従業員にあらかじめ明示するとともに、数値目標の把握・評価方法について具体的に記載してください。なお、調査・実証を行った年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年3月末時点において、賃上げ目標が達成できていない場合は、理由書の提出を求めます。賃上げ目標が達成できなかったことについて正当な理由のない場合などには、必要に応じて国庫補助金額に賃上げ目標の未達成率を乗じて得た額の返納を求めることがあります。

## 例) 流通における所要時間や経費等の削減

(単位:%)

	導入前	導入年		
	R 4	R 5	R 6	R 7
削減率	100	90	80	70

# 注) 導入前を100とした割合。

# 例) 生産性向上等による賃上げ

(単位:%)

	導入前	導入年		
	R 4	R 5	R 6	R 7
賃上げ率	100	101	102	103

# 注) 導入前の給与総額を100とした割合。

## 例) 鮮度保持コンテナの導入による輸出額の向上

(単位:千円)

※鮮度保持コンテナを7年間でリースした場合

	導入前	導入年						
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
輸出額	100	500	2, 000	5,000	8,000	15, 000	30,000	50,000

1	1	行政施策等と	の関連性

※ 行政施策との関連及び他の事業者への波及効果について記載してください。

12 事業者(協議会)の概要(下記内容を網羅していれば別葉でも可)

### ア 名称

- イ 主たる事務所の所在地
- ウ 代表者の役職名及び氏名
- 工 設立年月日
- 才 事業内容
- カ 協議会の構成メンバー(名称、所在地、代表者氏名等)
- キ 添付書類
  - ① 協議会の規約、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程(又はこれに準ずるもの)及び総会等で承認されている直近の事業計画、収支予算等
  - ② その他参考資料
  - ※ ただし、記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

また、添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

# 別記様式2 (第7関係)

# 別紙Ⅱ

令和●年度食品等流通持続化モデル総合対策事業のうち デジタル化・データ連携による効率的食品流通モデル構築事業 (設備・機器リース導入事業) 実施計画書

	団体名						
事業	氏名(ふり	りがな)					
担当者	所属(部署	所属(部署名等)					
び	役職						
連絡先	所在地	T					
	電話番号		FAX				
	E-mail						
経理	氏名(ふり	) がな)					
担当者	所属(部署	署名等)					
CK	役職						
連絡	電話番号		FAX				
先	E-mail						

1 事業の目的等				
※ 取り組もうとする 具体的、かつ簡潔に			<b>業内容に資す</b>	「るものであることを
2 事業の背景及びこれ	までの取組			
※ これまでの取組及び	び事業実施の	背景について記載	<b>戈してくださ</b>	۲۷۰°
3 食品等流通の合理化	のために導入	よする設備・機器(	の設置場所	
ア 設置場所の名称				
イ 設置場所の所有者				
ウ 所在地				
エ 設置場所の所有者 関係が明らかとなる		台 (構成メンバー	を含む。)で	でない場合には、貸借
4 導入する設備・機器	の内容			
設備・機器の名称	機能	規模・能力	数 量	物件価格(円)
※ 物件価格が分かる	見積書を添付	してください。		

5	食品等流通合理化	計画の認定							
	<ul> <li>□ 認定を受けている</li> <li>□ 事業開始までに認定を受ける予定</li> <li>※ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づく食品等流通合理</li> <li>化計画の認定に関して、いずれかをチェックしてください。また、食品等流通合理</li> <li>化計画の認定を受けている場合は、当該計画を添付してください。</li> </ul>								
6	6 GFPコミュニティサイトへの登録								
\[ \tag{\tau} \]	<ul><li>□ 登録している</li><li>□ 事業開始までに登録する予定</li><li>※ いずれかをチェックしてください。</li></ul>								
7	コードの標準化の	取組							
*	(データ連携の取)	組を行う団体は ているコードに	準拠する等、コー	準コード、流 - ドの標準化	記通BMS、国際的な この取組と調和するこ				
8	リース料								
	設備・機器の名称     物件価格     補助金相当額     支払期間     (上段:月額)       (下段:合計)								
*	※ リース料が分かる見積書を添付してください。								

9 J	ース会社の名称及び概要
ア	リース会社の名称及び代表者
イブ	所在地及び電話番号
ウ	資本金
工	主な株主
オー	関係書類 導入する設備・機器のパンフレット、見積書の写し、複数の相見積り
1 0	実施スケジュール
	設備導入までのスケジュールを記載してください。 また、翌年度以降も複数年度にわたり計画的に取り組む事業があれば、記載してく さい。
1 1	事業の目標(達成すべき成果)、波及効果
的な	林水産物・食品の輸出額の向上、流通における所要時間や経費等の削減等の具体数値目標を簡潔に記載するとともに、食品等流通の合理化の取組が、事業の成果の達成にどのように寄与するのかを、以下の表に具体的に記載してください。

(1) アウトプット ※ 取組の結果として何が創り出されるのか、事業により提供されるものを記載してください。
(2) 短期アウトカム ※ 取組の結果、短期(概ね1年後)に現れる成果を定量的に記載してください。 ただし、測定可能な指標を記載してください。
(3)中期アウトカム ※ 取組の結果、短期(概ね3年後)に現れる成果を定量的に記載してください。 ただし、測定可能な指標を記載してください。
(4) インパクト ※ 取組が終了した後、将来的に生じると考えられる成果、最終的に目指す成果を 記載してください。
12 設備・機器導入の事業成果・効果の検証方法

- ※ 設備・機器の導入により、どのような成果・効果が期待できるのか。また、その ことをどのようにして把握・評価するのかを具体的に記載してください。
- □ 賃上げ目標の設定によるポイント加算を希望
  - ※ 賃上げ目標の設定によるポイント加算とは、採択審査時に政策的観点からポイント加算を行い、優先的に採択を行うものです。
  - ※ 事業実施期間において、給与総額を年率1%以上増加させる賃上げ目標の設定によるポイント加算を希望する場合には、上記にチェックしてください。設備・機器の導入による生産性向上等の事業成果の全部又は一部を賃上げにより従業員に還元する賃上げに係る具体的な数値目標を設定し、従業員にあらかじめ明示するとともに、数値目標の把握・評価方法について具体的に記載してください。なお、設備・機器を導入した年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年3月末時点において、賃上げ目標が達成できていない場合は、理由書の提出を求めます。賃上げ目標が達成できなかったことについて正当な理由のない場合などには、必要に応じて国庫補助金額をリース期間で除してリース残期間を乗じて得た額の返納を求めることがあります。

例)流通における所要時間や経費等の削減 (単位:%)

	導入前	導入年		
	R 4	R 5	R 6	R 7
削減率	100	90	80	70

注) 導入前を100とした割合。

例) 生産性向上等による賃上げ

1337 11		0/1
(単位	•	0/2
\ <del>+</del> 11/		/() /

	導入前	導入年		
	R 4	R 5	R 6	R 7
賃上げ率	100	101	102	103

注) 導入前の給与総額を100とした割合。

例) 鮮度保持コンテナの導入による輸出額の向上 (単位:千円)

	導入前	導入年						
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R11
輸出額	100	500	2, 000	5, 000	8, 000	15, 000	30, 000	50, 000

注) 鮮度保持コンテナを7年間でリースした場合

### 別添1

## 第1 総括表

			負 担	区分			
事業種類	事業細目	事業費	国庫補助金	補助事業者	事業の委託	備	考
		円	円	円	(1)委託先		
					(2)委託する		
					事業の内容		
					及び当該事		
					業に要する		
					経費		
合	計						

- (注) 1 事業種類、事業細目及び備考の欄は、事業ごとに該当のある経費のみ記載してください。
  - 2 経費内訳書(別添2)を添付してください。
  - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
  - 4 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
  - 5 その他参考資料については、総括審議官の求めに応じ、遅滞なく提出しなけれ ばならない。

## 経 費 内 訳 書

	負 担	区 分	
事業費	国庫補助金	補助事業者	備 考
円	円	円	
	事業費円	事業費 国庫補助金	事業費 国庫補助金 補助事業者

- (注) 1 備考には、経費積算の根拠(単価、員数、日数等を明記した計算式等)を記載 してください。
  - 2 事業の一部を他の民間団体に委託する場合には、該当部分の経費が分かるように記載してください。
  - 3 経費の支出に関する規程(謝金、旅費及び人件費の単価等が分かるもの)等を 添付してください。
  - 4 補助金の交付決定前に発生した経費は、自己負担になります。

別記様式3 (第8第2項関係)

番 号 年 月 日

事業成果状況報告書

大臣官房総括審議官(新事業·食品産業) 殿

所在地 補助事業者名 代表者氏名

デジタル化・データ連携による効率的食品流通モデル構築事業実施要領(令和〇年〇月 〇日付け〇新食第〇〇号農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)通知)第8 第2項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

### (別添) (第8第2項の(1)関係)

- 1 デジタル化・データ連携による効率的食品流通モデル構築事業に基づく調査・実証の 概要
  - ※ 本事業の取組の概要、成果目標の実績等を記載してください。

## 例) 流通における所要時間や経費等の削減

	導入前 R4	導入年 R5	R6	R7
削減率(%)	100	90	80	70

※ 導入前を100とした割合。

## 例) 生産性向上等による賃上げ

	導入前 R4	導入 R5	R6	R7
賃上げ率 (%)	100	101	102	103

※ 導入前の給与総額を100とした割合。

## 例)農林水産物・食品の輸出額の向上

	導入前 R4	導入年 R5	R6	R7
輸出額(千円)	100	500	2,000	5,000

## 2 今後の課題等

※ 本事業の取組において、目標を達成していく上での今後の課題や問題点等を 記載してください。

### 3 その他

### (別添) (第8第2項の(2)関係)

- 1 デジタル化・データ連携による効率的食品流通モデル構築事業に基づく導入設備・ 機器の利用状況
  - ※ 生産性向上等による賃上げ、流通における所要時間や経費等の削減、輸出額等の 実績について、計画時の見通しと併記してください。
  - ※ 賃上げ目標の設定によるポイント加算を希望した場合には、賃上げの実績について、その根拠となる資料を添付し報告してください。
  - 例) 生産性向上等による賃上げ

(単位:%)

	導入前	導入年		
	R 4	R 5	R 6	R 7
賃上げ率	100	101	102	103

- ※ 導入前の給与総額を100とした割合。
- 例) 流通における所要時間や経費等の削減

(単位:%)

	導入前 R4	導入年 R5	R6	R7	
削減率	100	90	80	70	

- ※ 導入前を100とした割合。
- 例) 鮮度保持コンテナの導入による輸出額実績

(単位:千円)

	導入前	導入年						
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
輸出額	100	500	2,000	5,000	8,000	15, 000	30,000	50,000

- ※鮮度保持コンテナを7年リースした場合
- 2 導入の成果・効果
- 3 今後の課題等

# 4 リース料支払状況

令和●年3月末時点

リース料	既支払リ	ース料額	残リー	ース料額
総 額	補助金分	毎期支払分	支払期間	リース料額
円			令和 年 月 ~	
			令和 年 月	
			(支払回数 回)	円/1回
			(最終)	
(うち消費税)			令和 年 月	
				円
			合 計	円

番 号 年 月 日

大臣官房総括審議官(新事業·食品産業) 殿

所 在 地補助事業者名代表者氏名

令和●年度食品等流通持続化モデル総合対策事業(デジタル化・データ連携による効率的食品流通モデル構築事業)収益状況報告書

令和〇年〇月〇日付け新食第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があった食品等流通持続化モデル総合対策事業(デジタル化・データ連携による効率的食品流通モデル構築事業)に関する令和〇年度の収益の状況について、デジタル化・データ連携による効率的食品流通モデル構築事業実施要領(令和〇年〇月〇日付け〇新食第〇〇号農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)通知)第9の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- (注) 1 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、 その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提 出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ 旨を記載することとする。
  - 2 添付資料が報告者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブ サイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(另	]添)		
1	事業の内容		
2	補助事業の実施によ	より得られた収益の累計額	円
3	上に要する費用の約	総額	1 4
			円
4	補助金の確定額	○年○月○日付け○第○号により確定	Ш
5	前年度までの収益約	, 内付額	円
			円
6	本年度収益納付額		
			円
( ;			

(注) 収益計算書等を添付すること。

# リース物件管理台帳

# 補助事業者名

設置場所の名称		事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名											
事		事 業	Ø F	力	容		工	期	経	費の	) 配	分	処分制	制限期間	処分の	の状況	
業			設備・機	機	能	規模	着工	竣工		負	担 区	分	リース	処分制限	承 認	処分の	摘要
種	事業細目	事業主体	器の名称			・能力	年月日	年月日	総事業費	国 庫	事業実	その他	期間	年月日	年月日	内 容	
類										補助金	施主体						
									円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
  - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
  - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
  - 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもってリース物件管理台帳に代えることができる。